

日本環境整備教育センターホームページにおける情報掲載について

◆情報掲載の募集対象

- ・「浄化槽技術研究会」賛助会員様

◆掲載場所

- ・公益財団法人日本環境整備教育センター（以下、教育センター）ホームページ

◆掲載期間

- ・1ヵ月単位（最長12ヵ月）
- ・掲載開始日及び掲載終了日は、休日以外の日とします。

◆掲載料

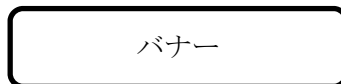
- ・トップページ 1枠 月額 20,000円（税込み）
- ・その他ページ 1枠 月額 10,000円（税込み）
- ・掲載期間に応じて前払とします。

◆募集枠数

- ・トップページ 最大4枠

◆バナーの規格

- ・サイズ 縦60ピクセル×横120ピクセル
- ・容量 5キロバイト以下
- ・形式 GIF形式
- ・イメージ図



- ・掲載用画像データの代替テキスト（画像が表示できない場合に表示される文字列）は、原則「依頼者名称」とします。

◆募集期間

- ・随時、受け付けています。

◆教育センターホームページのアクセス数（トップページ）

- ・平成19～20年度 平均20,000件/月

◆申込み方法

- ・「教育センターホームページにおける情報（バナー）掲載に関する基準」を確認のうえ、「教育センターホームページ情報掲載申込書」及び必要な事項を添えて教育センター企画情報グループ情報担当チームに郵送してください。
- ・教育センターページにおける情報（バナー）掲載に関する基準
- ・教育センターホームページ情報掲載申込書

◆申込みから掲載までの手順

- 1 申込書の提出
「教育センターホームページ情報掲載申込書」に次の事項を記入し、郵送又は

持参でお申し込みください。

①掲載を希望する期間 1ヵ月単位で、開始日から終了日まで

②その他特記事項（別紙でも結構です）

- ・リンク先アドレス
- ・バナー広告の印刷画像（未作成の場合は、イメージがわかるもの）
- ・その他、必要と思われる事項

なお、掲載を希望する期間の開始日は、申込日から起算して3週間以内の日としてください。

2 バナー掲載の可否

依頼者及び情報の内容を審査し、掲載決定通知書、又は非掲載決定通知書をお送りします。

掲載決定の場合は、教育センターホームページ情報掲載契約書、請求書を同封します。

3 契約書の提出

教育センターホームページ情報掲載契約書を郵送でご返送ください。

4 バナー原稿（画像データ）の提出

バナー原稿の提出方法及び期日は、決定通知書等によりお知らせします。

5 掲載料の支払

請求書に記載のある掲載料を支払期日までにお支払ください。

6 掲載開始

入金確認後、希望された日から掲載を開始します。ただし、希望に沿えない場合もあります。

◆お問い合わせ及び提出先

〒130-0024

東京都墨田区菊川2-23-3

公益財団法人日本環境整備教育センター

企画情報グループ 情報担当チーム

e-mail : kikaku@jeces.or.jp

Tel : 03-3635-4884

Fax : 03-3635-4886

教育センターホームページにおける情報（バナー）掲載に関する基準

（趣旨）

第1条 この基準は、公益財団法人日本環境整備教育センター（以下、「教育センター」という）が、「浄化槽技術研究会」賛助会員を対象に、教育センターのホームページに賛助会員が情報を掲載するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

（情報の種類）

第2条 掲載する情報は、ホームページに表示される画像で掲載依頼者（以下、「依頼者」という）の指定するホームページにリンクする機能を有するバナー（以下、「バナー」という）とする。

2 依頼者は、バナーを変更しようとする場合にあっては、変更手続きをし、バナーを変更することができる。ただし、同一のバナーを2ヵ月以上掲載した場合とする。

（バナーの掲載位置）

第3条 バナーを掲載する位置はホームページのトップページとする。

2 前項の規定にかかわらず、依頼者がトップページ以外のページ（以下「他のページ」という。）へバナーを掲載しようとする場合であって、特別の理由があると認めるときは、他のページにバナーを掲載することができる。

（バナーの枠数、掲載料、規格及び制限等）

第4条 掲載するバナーの枠数、掲載料、規格及び制限等は、次のとおりとする。

（1）トップページにおけるバナー枠数は、最大4枠とする。

（2）掲載料

ア トップページ	1 枠	月額	20,000 円（税込み）
イ 他のページ	1 枠	月額	10,000 円（税込み）

（3）規格（1枠につき）

- ア 縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル
- イ 5 キロバイト以内
- ウ GIF 形式

（4）次の表現を含んだものは、禁止する。

- ア Java 及び JavaScript を使用したもの
- イ 高速振動、高速点滅イメージ、アラートマークのような表示イメージのもの
- ウ ボタン、テキストボックス、プルダウンメニュー等、閲覧者が入力や選択等の何らかの操作ができると誤解するおそれのあるもの
- エ 当教育センターの事業、当教育センターが推奨する事業又はそれに関連するものであると閲覧者が誤解するおそれのあるもの
- オ アニメーション及び透過色を用いたもの

（掲載期間）

第5条 バナーを掲載する期間は、依頼者が希望する日から1ヵ月単位で最長12ヵ月とし、更新を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認めるときは、同項の期間に満たない掲載を行うことができる。

3 バナー掲載開始日及びバナー掲載終了日が休・祝日以外の日とする。

(掲載の申込み等)

第6条 バナーを掲載しようとする者(以下「申込み者」という。)は、掲載申込書(様式一1)に掲載しようとするバナーの画像及びリンク先アドレス等の必要な事項を添えて理事長に提出しなければならない。

2 前項の申込書の提出を受けたときは、理事長がその内容を審査し、バナーを掲載する旨決定したときは、掲載決定通知書(様式一2)により、バナーを掲載しない旨決定したときは、非掲載決定通知書(様式一3)により申込み者に通知するものとする。

(バナー原稿の提出)

第7条 バナー掲載の決定通知を受けた依頼者は、指定される期日までに、バナーの画像データを提出するものとする。

(掲載の取消し)

第8条 次の各号に該当する場合は、当該バナーの掲載を取り消すものとする。

(1) 指定する期日までにバナー原稿が提出されないとき。

(2) 指定する期日までに掲載料が納入されないとき。

(3) 依頼者のホームページが事前の連絡がなく閉鎖されたとき。

(4) 依頼者のホームページの内容が変更され、掲載基準第3条の規定に該当と判断したとき。

(5) バナー原稿が、審査、決定されたバナー案と著しく相違するとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、理事長がバナー掲載を行うことが適当でないと認めたとき。

(掲載期間の延長)

第9条 掲載期間内に教育センターの都合で一時的にホームページを閉鎖した場合は、当該閉鎖日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、当該閉鎖を行った期間が1日に満たない場合にあつては掲載期間の延長は行わない。

2 依頼者の責めに帰さない理由により教育センターがバナーを掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じてバナー掲載期間を延長する。ただし、バナーを掲載できなかった日数が1日に満たない場合にあつてはバナー掲載期間の延長は行わない。

3 前2項におけるバナー掲載期間を延長する日数の算定にあつては、24時間に満たない端数の時間は切り捨てるものとする。

(協議)

第10条 基準等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、教育センター及び依頼者が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、バナー掲載に関し必要な事項は、教育センター総務グループが定める。

附則

この基準は、平成21年6月1日から施行する。

様式ー1

財団法人日本環境整備教育センターホームページ
情報掲載申込書

年 月 日

公益財団法人日本環境整備教育センター
理事長 入山 文郎

情報掲載申込者 住所(所在地)
名 称
代表者職氏名 ⑩
連絡先 (TEL)
担当者職氏名

公益財団法人日本環境整備教育センターホームページ情報コーナーにおいて、情報掲載を次のとおり申し込みます。

なお、掲載に当たっては、財団法人日本環境整備教育センターホームページにおける情報掲載に関する基準を遵守します。

掲載位置 及び規格等	別紙資料のとおり
掲載を希望 する期間	年 月 日から 年 月 日まで
その他 特記事項	